

選択的評価事項に係る評価

自己評価書

平成18年6月

奈良県立医科大学

目 次

大学の現況及び特徴	1
II 目的	3
III 選択的評価事項 A 研究活動の状況	5
I 選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	11

I 対象大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 奈良県立医科大学

(2) 所在地 奈良県橿原市四条町840番地

(3) 学部等の構成

学部：医学部(医学科、看護学科)

研究科：医学研究科(地域医療・健康医学専攻、
生体情報・病態制御医学専攻、生体分子・機能再建医学専攻)

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、附属病院、
教育開発センター、先端医学研究機構、
看護短期大学部

(4) 学生数及び教員数(平成18年5月1日)

学生数：学部825人 大学院85人
(医学科575人，看護学科250人)

教員数：320人

2 特徴

〔沿革〕

本学は、昭和20年4月に設立された奈良県立医学専門学校を起源とし、昭和22年7月に奈良県立医科大学(旧制、新制としては昭和27年4月開設)となり、現在までの60年にわたり、県立の医学の単科大学として「医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する」という理念に基づき、教育・研究・地域貢献(診療)を大学の3つの柱として、約4,000人におよぶ卒業生を地域の医療機関等に輩出するとともに、臨床課程の医学生や看護学生の教育の場としての目的もある22の診療科や900床の病床等を有する附属病院を運営すること等により地域医療の中核を担ってきた。

〔組織〕

大学の組織は、学長をトップに、最終決定機関として、医学科教授会議、看護学科教授会議をまとめる教授会があり、主な組織として医学部、附属病院、附属図書館、教育開発センター、先端医学研究機構、事務局がある。また、学長、教授8名及び事務局長を構成員とする部局長会において大学の管理運営に関する調整を行っている。

また、大学院として医学科の教員が兼務する形で医学研究科が置かれており、平成16年度の看護学科の設置により学生の募集はなくなったが、看護学科の教員が兼務する看

護短期大学部(平成18年度末で閉校予定)を併設している。

医学部は、6年制の医学科と4年制の看護学科からなり、それぞれ一般教育と専門教育(医学科は基礎医学教育と臨床医学教育)に分かれるとともに、一部の必要な授業においてはそれぞれの学科の教員が補完している。

〔国際交流〕

国際交流の面では、毎年150名にもおよぶ教員を学会、研究及び研修を目的として海外へ派遣するとともに、海外からも研究者や学生を受け入れており、平成7年8月にはタイ国チェンマイ大学と、平成15年12月には中国福建医科大学と学術交流協定を締結し、研究者や学生の学術交流を行っている。

〔公開講座〕

平成7年3月の本学の開学50周年を契機に、地域貢献の一環として、県民を対象として医学や医療の知識をわかりやすく伝えるため、公開講座「くらしと医学」を開催し、毎年、奈良市と橿原市において、約1,200名を超える聴講者の参加を得ている。

〔大学連合〕

平成13年3月に奈良県内の大学が連携・協力する組織として結成した「奈良県大学連合」の一員として情報の発信、公開講座、地域社会・自治体・産業界等との連携等を実施してきている。

〔大学改革〕

大学としてのさらなる発展を目指して幾多の取組や改革を行ってきており、近年では、平成16年4月に次のような大きな改革を実施している。

〔看護学科の設置、大学院の再編整備〕

まず、看護の部門におけるより質の高い看護専門職者の養成と、医学と看護学の連携の強化を図るため、平成8年4月に設置された3年制の奈良県立医科大学看護短期大学部を4年制の医学部看護学科とし、医学科との2科体制とするとともに、昭和35年4月に設置された大学院(医学研究科)も、今日の急速な医療技術の進歩と医学研究の高度化、研究領域の拡大、ならびに地域社会の医療ニーズに対応するため5系から3専攻7領域に再編整備した。

〔教育開発センター、先端医学研究機構の設置〕

また、転換期にある日本の医学教育において本学の医学教育の充実と発展を図ることを主目的に教育開発センターが設置されるとともに、がんに関する治療や研究が全学的なものに進化したことを受け、昭和43年4月に設置された附属

がんセンターを廃止し、これからの時代の要請に応え、より独創的な研究成果を発し、かつ臨床応用することにより地域社会に貢献するため先端医学研究機構が設置され、その研究単位として平成16年4月に「医療情報学分野」と平成18年4月に「生命システム医科学分野」が設置され、現在新たな研究単位の検討に入っている。

(6年一貫教育の導入)

教育開発センターを中心に、学務委員会のカリキュラム部会でも検討され、平成18年度からは、医学科の6年間を通じて、それぞれの学年に適した一般教育、基礎医学教育、臨床医学教育を実施するために「6年一貫教育」のカリキュラムが導入された。

(寄附講座の設置)

また、平成18年4月には、地域社会への貢献のための産学連携を推進するため、大和ハウス工業株式会社の協力を得て、“住まいを医学する”をキャッチフレーズに、6年間の寄附講座「住居医学講座」を開設した。

(教員の任期制の導入)

なお、教育開発センター、先端医学研究機構の研究単位においては、組織の活性化のため6年間の基本とする教員の任期制を導入している。

(公立大学法人化に向けて)

加えて、平成16年4月からの国立大学の法人化に伴い、本学も、時代の変化と社会の要望に応え、さらなる発展を目指して改革を押し進めることにより、県民の信頼と付託に応えるとともに、大学に所属する全教職員が誇れる職場とすべく、全員一丸となって平成19年4月からの公立大学法人化の準備に取り組んでいるところである。

II 目的

(選択的評価事項 A に係る目的)

本学の目的において、選択的評価事項 A に関係する部分は次のとおりである。

〔大学学則第 1 条〕 昭和28年 1 月16日奈良県規則第2号

奈良県立医科大学は、医学及び看護学を教授研究するとともに、倫理的観念をかん養し、もって文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

〔大学院学則第 1 条〕 昭和 35 年 4 月 1 日奈良県規則第 22 号

奈良県立医科大学大学院は、医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めてひろく文化の発展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者及び技術者を養成することを目的とする。

〔大学の目的〕 平成6年3月8日教授会決定 平成17年12月13日教授会一部改正

2 研究面では、医学、看護学およびこれらに関連する独創的・先端的研究を学際的・国際的に推進することを主眼とし、大学院では、研究・教育・臨床のいずれの領域においても指導者となり得る人材の育成を図るとともに各専門分野の高度の研究を推進する。

〔先端医学研究機構に関する規程〕 平成 16 年 7 月 13 日 教授会決定

第2条 研究機構は、奈良県立医科大学において、これからの時代の要請に応える独創的な研究成果を発し、かつ臨床応用等を行うことによって地域社会に貢献するとともに、高度な医学研究用及び教育用設備機器類を有効活用できるように配置し医学の研究及び教育の向上を図ることを目的とする。

(選択的評価事項 B に係る目的)

本学の目的において、選択的評価事項 B に関係する部分は次のとおりである。

〔大学学則〕 昭和28年 1 月16日奈良県規則第 2 号

第 1 条 奈良県立医科大学は、医学及び看護学を教授研究するとともに、倫理的観念をかん養し、もって文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第 36 条 大学において、医学に関し特定の事項を研究しようとする者があるときは、選考により研究生又は専修生として入学を許可することがある。

2 前項の研究生及び専修生については、別に定める。

第 46 条 学長は、大学に教授上余力がある場合には、選考の上委託学生、聴講生及び外国人学生を入学させることができる。

2 学長は、大学において特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学させることができる。

3 委託学生、聴講生、外国人学生及び科目等履修生に関して必要な事項は、学長が定める。

第 50 条 大学に公開講座の施設を設ける。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

〔大学院学則〕 昭和 35 年 4 月 1 日奈良県規則第 22 号

第 1 条 奈良県立医科大学大学院は、医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めてひろく文化の発展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者及び技術者を養成することを目的とする。

第 29 条 学長は、他の大学院の学生が本大学院の授業科目を履修することを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、他の大学院の学生が本大学院において研究指導の一部を受けることを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

第 30 条 学長は、外国人特別学生として本大学院に入学しようとする者に対しては、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、選考の上許可することができる。

〔大学の理念〕 平成 6 年 3 月 8 日教授会決定 平成 17 年 12 月 13 日教授会一部改正

本学は、医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを理念とする。

III 選択的評価事項 A 研究活動の状況

1 選択的評価事項 A 「研究活動の状況」に係る目的

本学の目的に於いて、選択的評価事項 A に関係する部分は次のとおりである。

〔大学学則第1条〕 昭和28年1月16日奈良県規則第2号

奈良県立医科大学は、医学及び看護学を教授研究するとともに、倫理的観念を涵養し、もって文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

〔大学院学則第1条〕 昭和35年4月1日奈良県規則第22号

奈良県立医科大学大学院は、医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の発展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者及び技術者を養成することを目的とする。

〔大学の目的〕 平成6年3月8日教授会決定 平成17年12月13日教授会一部改正

2 研究面では、医学、看護学これらに関連する独創的・先端的研究を学際的・国際的に推進することを主眼とし、大学院では、研究・教育・臨床のいずれの領域においても指導者となり得る人材の育成を図るとともに各専門分野の高度の研究を推進する。

〔先端医学研究機構に関する規程〕 平成16年7月13日 教授会決定

第2条 研究機構は、奈良県立医科大学に於いて、これからの時代の要請に応える独創的な研究成果を発し、かつ臨床応用等を行うことによって地域社会に貢献するとともに、高度な医学研究用及び教育用設備機器類を有効活用できるように配置し、医学の研究及び教育の向上を図ることを目的とする。

2 選択的評価事項 A 「研究活動の状況」の自己評価

(1) 観点ごとの分析

観点 A - 1 - 1 : 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の教員は学長、寄附講座教員を含めると 322 名である(A-1-1-1)。教員は研究と教育に専念することが本来の業務であり、臨床系の教員はそれに加え、医療行為も併せてその業務となしている。その医療行為を通じて医学における教育・研究にも貢献している。

本学の共用研究施設には、動物実験施設、組換え DNA 実験施設、ラジオアイソトープ(RI)実験施設、大学院中央研究施設を備えた総合研究施設がある(A-1-1-2)。総合研究施設には、生物パターン解析装置、DNA 解析装置、DNA シーケンサー、マイクロダイゼクションシステム、プロテインシーケンサー、生体分子相互作用測定装置、顕微鏡画像解析装置、共焦点レーザー顕微鏡、自動細胞解析装置、顕微鏡写真撮影装置などの最新の機器が設置されている(A-1-1-3)。それぞれの実験施設には管理者(3 名の助教授または講師)が配属されていて、事前に管理者から教育を受け登録された研究者により 1 日 24 時間利用することができる。

動物実験施設の利用登録者数は 44 講座の 675 名で、年間の実験申請件数は 700 件である。組換え DNA 実験施設の利用登録者数は 37 講座の 176 名で、現在登録されている実験申請件数は 115 件である。RI 実験施設の利用登録者数は 39 講座の 221 名である。平成 5 年から現在までに総合研究施設で数多くの研究がなされ、極めて質の高い多くの成果が得られている(A-1-1-4)。

更に、共同研究、文部科学省・厚生労働省の科学研究費の申請、企業との連携、知的財産戦略(発明)の推進、総合研究施設や学内 LAN の管理のために研究支援室(6 名の県職員)が設置されている(A-1-1-5)。

【分析結果とその根拠理由】

共用研究施設の動物実験施設、組換え DNA 実験施設、ラジオアイソトープ(RI)実験施設は大学全体の研究の中核をなしており、その施設に配置されている大型機器も最先端のものが多く、それらの利用度は極めて高く、そこに配置されている研究者 3 名によって、それぞれの施設の管理が十分に行われていると判断する。

しかし、大学院中央研究施設は位置的に総合研究棟の中ではなく、基礎棟の各階の研究室に分散しており、その機器の管理は基本的に研究室の管理教室が分担している。したがって、故障とか、最新式の機器への更新が遅れているのが現状であり、更なる工夫が必要であると判断する。研究支援室に研究費の申請から、機器の選定、物品の購入、事務的処理に渡る広範囲な実務が任されている。研究の広がりの発展に応じて、更なる人的要員も含め拡大することが期待される。

観点 A - 1 - 2 : 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【観点到係る状況】

県から年間 169,447,000 円が講座費として各講座に分配されている。それが各研究室の研究活動の基本となしている更に、この総合研究施設に施設管理費として 68,441,000 円、消耗品費として 4,278,000 円、その他を含め総額 82,880,500 円が予算配分されており、研究を支援する施策がとられている。先端的研究施設として、大学の中核をなし、その利用密度も極めて高い。

学術研究のより一層の推進を図るため、学術研究情報及び関連事務等の情報処理を効率的に行うことを目的と

して、研究用コンピューターネットワーク（以下「ネットワーク」）が設置され、現在、2,800 名が利用登録している。

民間団体等が募集している研究助成については、研究支援室から各講座等に対し通知するとともに、学内ホームページにも載せ、研究助成の獲得を支援している。

【分析結果とその根拠理由】

大学が県から支援されている研究費は他の国立・公立の医科系大学または医学部に比較して、基本的には十分な支援がなされていると判断する。

観点 A - 1 - 3 : 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

総合研究施設の円滑な運営のために、動物実験委員会、組換え DNA 実験安全委員会、RI 委員会、大学院中央研究施設委員会が設置されている(A-1-3-1,A-1-3-2,A-1-3-3,A-1-3-4)。各委員会は年数回開催されている。医学の研究医療行為が倫理的に配慮されているかを審査するために、学長を委員長とし6名の外部委員を含む14名からなる「医の倫理委員会」(A-1-3-5)が設置されており、年平均11件の申請が審査されている。また、平成13年度に、試料提供者その家族または血縁者の遺伝情報を含む個人情報などの人権が守られているかを審査するために、外部委員4名を含む8名の委員からなる「ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会」(A-1-3-6)が設置され、年平均8件の申請が審査されている。

自己点検・評価は平成5年、平成11年、平成17年度に3度実施されている(A-1-3-7,A-1-3-8,A-1-3-9)。教授、助教授、及び講師は平成13年度に外部の点検・評価を受けて、その評価結果が公表されており、それぞれの研究者が大学の中でどのような能力のレベルかを知ることとなった。更なる努力の目標を自覚したと判断する。

また、更なる研究を推進するための研究施設への要望を総合研究施設の各委員会で分析し、成果をあげるべき対応を行ってきた。最新の大型研究機器の導入や、遺伝子組換え動物の飼育、実験が動物施設で大きく広げられてきたこともその一端と言える。

【分析結果とその根拠理由】

研究を推進するための研究施設への要望をそれぞれの委員会で検討し、対応を行っていて、また、教員の自己点検・評価が6年毎に定期的実施されているので、システムが適切に整備され機能していると判断する。

観点 A - 2 - 1 : 研究活動の実施状況(例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。)から見て、研究活動が活発に行われているか。

【観点到係る状況】

平成11年から平成16年までの6年間の学術論文総数は8,532篇(年平均1,422篇)であり、欧文原著論文2,629篇、和文原著論文3,312篇、欧文の総説・著書195篇、和文の総説・著書2,396篇である。学術論文総数、原著論文総数、欧文原著論文総数、論文のインパクト総数の各年次推移及び部門別欧文和文論文数年次比較は資料に示されている(A-2-1-1,A-2-1-2,A-2-1-3,A-2-1-4,A-2-1-5)。提出された平成11年から平成16年までの教室・個人業績リストから、大半の講座に於いて学内外の大学や研究施設、及び国外の研究施設との共同研究が、現在も活発に進められている現状が確認されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の研究員は1名当たり年平均3篇の学術論文を発表している。平成11年から現在までに出版された原著論文のうちインパクトファクターが10以上の原著論文数は50篇であり、年平均7篇である(A-2-1-6)。研究活動のスケールアップと国際化、人的交流の促進など、共同研究のメリットが最大限生かされていることは高く評価できる。学術研究の向上のためには、学内外との交流を更に活発化し、より独創的で先進的な研究を今後ますます発展させる必要がある。

観点A-2-2: 研究活動の成果の質を示す実績(例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。)から見て、研究の質が確保されているか。

【観点到に係る状況】

生物学の大西武雄教授は宇宙環境の生物影響について、米国のスペースシャトル及びロシアの宇宙ステーション・ミールを利用して研究し、平成13年に宇宙生物学会の学会賞を、ハイパーサーミアがん治療に於いてがん抑制遺伝子の遺伝子型が治療成果の先行指標となることを発見し、平成16年に国際ハイパーサーミア腫瘍学会のThe Tsutomu Sugawara Awardを受賞している(A-2-2-1, A-2-2-2)。

化学の大崎茂芳教授はマイクロ波を用いて高分子線維の配向を迅速で簡便に測定できる装置を開発し、マイクロ波方式を確立した(Nature誌に掲載)。

小児科学の吉岡章教授は長年の血友病の研究により日本赤十字社の昭和天皇記念学術賞を平成17年に受賞している。

皮膚科学の宮川幸子教授は平成11年に「新生児エリテマトーデスの発症要因に関する研究」で日本女医会吉岡弥生賞を受賞している。

放射線腫瘍医学の長谷川正俊教授は平成18年に日本医学放射線学会のSilver Medalを受賞している。

ドイツ語の友田和秀助教授は平成18年に日本独文学会賞を受賞している。

生理学第一講座の豊田ふみよ講師は脊椎動物で初めて雄のアカハライモリからペプチド性のフェロモンである「ソデリン」を同定している(Science誌に掲載)。

耳鼻咽喉科学の細井裕司教授、阪口剛史助手は平成15年度から17年度まで文部科学省の「独創的革新技术開発研究提案公募制度」に於いて、民間企業が行う研究の分担者として、普通の補聴器では聞こえない重度難聴者のための超音波補聴器の開発に加わって研究を行ってきた。また、平成17年度から平成19年度まで、「戦略的情報通信研究開発推進制度」で総務省から委託を受け、発生障害者の音声コミュニケーション手段の研究を行っている。

泌尿器科学の平尾佳彦教授は、平成17年度から平成18年度の2年間、文部科学省の「知的クラスター創成事業」として、約8,700万円の補助金を受け、医療用スマートデバイス&システムの研究開発と事業化で、産学連携での新産業の創出を目指した研究を行っている。更に、先端医学研究機構のRI実験施設の森俊雄助教授は、平成17年度から平成18年度まで経済産業省の所管する「地域新生コンソーシアム研究開発事業」で、管理法人である民間企業から再委託を受け、血中薬物濃度モニタリング用ナノ構造バイオニクスデバイスの研究開発を行っている。

本学の教員と研究員は現在までに最近5か年間に、国際学会賞10件、国内賞8件、国内学会賞21件を受賞している。平成15年から平成17年までの3年間で、国外での招待講演は平成15年度6件、平成16年度2件、平成17年度2件行われている(A-2-2-3)。ドイツ、オーストラリア、アジアなどの多くの国から本学の研究者の招待講演が行われてきた。

また、外国から本学への外国人客員研究員を平成13年から平成17年までに14名と留学生を4名受け入れている(A-2-2-4)。

一方、平成13年から平成17年までに42名の教員が研究のために国外に長期の派遣が行われている(A-2-2-5)。競争的資金獲得として、文部科学省の科学研究費の交付状況は平成12年度から平成18年度までを比較すると、交付件

数が平成 12 年度 69 件で、平成 18 年度 95 件と 1.4 倍に増加している(A-2-2-6)。また、科学研究費の総額も1億1千万円から1億9千万円に増加している。厚生労働省の科学研究費の交付状況は1年当り11件から16件で、科学研究費の総額が3千万円から2千万円に減少している(A-2-2-7)。しかし、民間財団からの研究助成は、平成13年度1億円から平成17年度1億3千万円余に増加している(A-2-2-8)。平成18年度には寄附講座「住居医学講座」が開設され、住居と医学(健康)について、新しい分野の包括的研究を目指している(A-2-2-9)。

【分析結果とその根拠理由】

それぞれ独自の特徴が生かされた質の極めて高い研究成果が見られ、数多くの受賞実績が認められる。中には高く評価されている賞がある。しかし、大学を特徴づけるまでの一連の著名な成果が望まれる。研究テーマが大学を象徴するほどの研究へと醸成させることを期待したい。

文部科学省の科学研究費については、採択件数及び交付額とも傾向としてはほぼ順調に伸びている。新規課題の採択率は概ね20%前半であり、全国平均に近い。しかし、大型研究補助金の獲得件数が少ないのが現状である。一方、厚生労働省の研究補助金は増額されてはいないが、民間団体からの研究助成はゆるやかに伸びていると判断する。しかし、これらの研究は個々の研究者の能力に依存しているため、それぞれの額は大きくはない。大学として特徴をもった研究を育成し、COEなどの更に大きな競争的資金を確保することに努力することが望まれる。

観点A - 2 - 3 : 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学教員は国関係では、厚生科学審議会専門委員、厚生労働省医薬品食品衛生審議会専門委員、中央薬事審議会臨時委員、薬品食品衛生審議会専門委員などを務めている。また、県関係では、奈良県科学技術振興指針策定委員会委員、健康奈良21計画策定委員会委員、奈良県における食品の安全・安心の確保のための基本方針策定検討委員会、奈良県公害審査委員会委員、奈良県社会福祉審議会臨時委員、奈良県社会保健福祉審議会委員、奈良県精神保健福祉審議会委員、奈良県身体障害者審議会委員などを務めている(A-2-3-1)

整形外科の高倉義典は人工関節で、内科学第一講座の斉藤能彦と輸血部の藤村吉博は共同で、急性心筋梗塞で、耳鼻咽喉科学の細井裕司は骨導超音波補聴器で、地域健康医学の車谷典男はアスベスト(石綿)で、化学の大崎茂芳はクモの糸で新聞報道されている。その他の研究者も多くの新聞報道・テレビなどで報道され、本学の名を有名にしていると同時に研究成果が広く紹介されている(研究活動実績票別紙様式3)。

【分析結果とその根拠理由】

国関係及び県関係に於いて、多数の重要な審議会委員を務めていて、行政に対して十分に社会貢献していると判断できる。

本学における研究成果は新聞、テレビ、雑誌などを通じて大学の存在、大学での研究の成功が広く社会に紹介されていると判断する。

(2) 目的の達成状況の判断

目的の達成状況が良好である。

(3) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

提出される論文数も多く、また、質も高く、オリジナリティも高いと判断される。各研究室がそれぞれ研究機器の購入に努力しているが、競争的資金獲得に成功しても、大型の最新機器の購入には難しさがある。その状況を打破するためにも大学全体が使用できる総合研究棟が建設されて 13 年になる動物施設、RI 施設、組換え DNA 施設を中心として、それに関係する大型最新機器をはじめ、実験に必要な基本的機器の充実に努めてきた。この施設の充実度は他大学の研究施設と比較しても目覚ましいものがある。しかも、その使用頻度は多くの本学の研究者・院生・学生に解放されており、大いに利用されている。

【改善を要する点】

研究施設の研究機器は日進月歩の新機種の開発が見られる。その多くが最先端のコンピュータ制御による機器であり、数年で新たな機能を搭載した新機種の開発が目覚ましい。しかも、新機種の機能はその機種を利用した研究の質に大きく影響する。したがって、常に新しい機種の購入に心がける必要があり、研究者からの期待も大きい。そのような声に応えるためにはそれ相当な予算が必然となる。資金の獲得に努力するのはそれらの機器の利用者のみならず、管理者にもその責務が大きい。時代の流れにたゆまぬ努力で対応していくことが当然のことである。

(4) 選択的評価基準 A の自己評価の概要

大学全体の研究に対する取り組みは高いものがある。大学の奨励会が推進する年間約 10 題の研究シンポジウムには極めて著名な講演者が選ばれ、それぞれの質の高い発表に対する学内の大学院生・研究者の参加意欲が高い。総合研究棟の研究施設も客観的に見て先端的大型機器に恵まれており、その利用度も高い。また、新規の機器の導入にあたっては広く大学にその利用法の講習会が持たれ人気が高い。20 年ほど前の学位取得論文と比較すると、最近のものはその殆どがレフェリー審判のある一流英文雑誌であることから研究に対する姿勢が大きく発展してきたと判断する。多くの研究室での更なるレベルの高い研究を期待したい。

また、競争的資金獲得に関しても多くの研究室から複数の申請がなされ、徐々に獲得金額も増えつつある状況にあることから、好転的發展を遂げていると判断できる。また、従来の既存の基礎医学の講座がそれぞれ 1 名ずつの教員の枠を持ち寄ることで、先端医学研究機構として革新的研究を担う新しい研究機構を設立した。平成 18 年度より同機構に教授が就任し、新しい研究単位がスタートした。今後、続いて第二、第三の研究室のスタートが計画されている。旧体制からの改革が実現化され始め、最先端の医学研究の創生が期待されている。大学全体の改革が緒についたと判定できる。大学における研究成果が広くジャーナリズムに紹介され、大学の存在と研究レベルの質の高さが紹介されている。

選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

1 選択的評価事項 B 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に係る目的

本学の目的に於いて、選択的評価事項 B に関係する部分は次のとおりである。

〔大学学則〕 昭和28年 1月16日奈良県規則第 2 号

第 1 条 奈良県立医科大学は、医学及び看護学を教授研究するとともに、倫理的観念を涵養し、もって文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第 36 条 大学において、医学に関し特定の事項を研究しようとする者があるときは、選考により研究生又は専修生として入学を許可することができる。

2 前項の研究生及び専修生については、別に定める。

第 46 条 学長は、大学に教授上余力がある場合には、選考の上委託学生、聴講生及び外国人学生を入学させることができる。

2 学長は、大学において特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学させることができる。

3 委託学生、聴講生、外国人学生及び科目等履修生に関して必要な事項は、学長が定める。

第 50 条 大学に公開講座の施設を設ける。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

〔大学院学則〕 昭和 35 年 4 月 1 日奈良県規則第 22 号

第 1 条 奈良県立医科大学大学院は、医学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の発展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者及び技術者を養成することを目的とする。

第 29 条 学長は、他の大学院の学生が本大学院の授業科目を履修することを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、他の大学院の学生が本大学院において研究指導の一部を受けることを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

第 30 条 学長は、外国人特別学生として本大学院に入学しようとする者に対しては、第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、選考の上許可することができる。

〔大学の理念〕 平成6年3月8日教授会決定 平成17年12月13日教授会一部改正

本学は、医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを理念とする。

2 選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

(1) 観点ごとの分析

観点 B - 1 - 1 : 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

【観点到係る状況】

本学は、「医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与すること」を理念としている。その中で、教育サービスを地域社会に提供し、人類の福祉に貢献することを重要な要素としてとらえ、本学における医学研究や医療技術の成果、知識及び情報を広く社会に開放し、社会の要請に応えることにより、本学が社会的にその機能を果たすことは必要であり、当然のことである。

この目的に基づいて、教育サービスを提供する上での具体的な方針は以下のとおりである。

「方針 1」本学が創出・蓄積した医学知識・情報を地域社会のみならず社会全体に広く開放する。これは、すべての社会的貢献に共通する方針であり、社会との連携を密にすることにより、本学が社会的にその責務を果たしていく。

「方針 2」国際交流の一環として、受け入れた留学生等に対して医学知識・医療技術の習得や医学研究に関する教育を受ける機会を提供する。これは、医学知識・医療技術の習得や医学研究のための高度の教育を受けたいという外国人の要請に応えるものである。

「方針 3」若者の、医学や看護学をはじめとする理系の学問分野への関心を高める。これは大学の雰囲気と医学教育・研究にふれる機会を提供することにより、医科大学への進学意欲を喚起することを目的とする。

「方針 4」県内の中学・高校の生徒に対し、医学や看護学の学問分野への関心を高めることを目的に、出前講義や高校主催のキャリアガイダンスに講師を派遣する等により、高校教育を支援する。

「方針 5」その他、個々の状況に応じて広く社会の要請に対応する。

「方針 6」正規課程の学生以外として、「研究生」「専修生」「博士研究員」「委託学生」「聴講生」「外国人学生」「科目等履修生」等の受入や「公開講座」の開催については、学則により制度として定められており、この制度に基づき積極的な役割を果たしていく。

【分析結果とその根拠理由】

観点到かかる状況に述べるとおり、本学の教育サービスの目的を達成するにふさわしい方針が定められている。

また、社会との連携・協力、社会サービスに関する基本方針と教育サービスの具体的な方針は、一部ではあるが、本学のホームページでも公開されるとともに、必要なものは県の広報にも掲載しており、計画や具体的な方針が社会に対し周知されている。

観点 B - 1 - 2 : 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

観点 B-1-1 で述べた各方針に対して、次のような教育サービス活動を実施している。

「活動 1」生涯学習の一環、地域社会との連携強化の一助として、アンケート (B-1-2-1) により県民の希望に応えた「公開講座」開催する一方、奈良県内の 10 大学により結成された奈良県大学連合 (B-1-2-2) に参加し、

「なら講座」に講師を派遣する等により開催に協力している。更に、県教育委員会に協力し、夏期休業期間に於いて、本学の施設を利用して、小学校から高校の教員を対象とした公開講座を開催している (B-1-2-3, B-1-2-4, B-1-2-5)。

「活動 2」国際交流の一環として、留学生等を受入、医学知識・医療技術の習得や医学教育についての教育をしている (B-1-2-6, B-1-2-7)。

「活動 3」若者の医学をはじめとする理系の学問分野への関心を高めるため、受験生や高校生を主な対象として、保護者、教員、一般も含め、本学でオープンキャンパスを行い、大学の雰囲気と医学教育・研究にふれる機会を提供し、医科大学への進学意欲を喚起している (B-1-2-8)。

「活動 4」県内の中学・高校の生徒に対し、医学や看護学の学問分野への関心を高めるため、本学で化学や生物学の実習を行わせたり、高校への出前講義を実施したり、高校主催のキャリアガイダンスに講師を派遣することにより、教育の支援を行っている。更に、高大連携事業として、スーパーサイエンスハイスクール (SSH) に指定された奈良女子大学附属中等教育学校との「SSH 事業」を行っている (B-1-2-9, B-1-2-10, B-1-2-11, B-1-2-12)。

「活動 5」その他、個々の状況に応じて広く社会の要請に対応している。

「活動 6」正規課程の学生以外を対象として、「研究生」「専修生」「博士研究員」等の制度についての適切な運用に努めている (B-1-2-13)。

【分析結果とその根拠理由】

観点 B-1-2 で述べたとおり、観点 B-1-1 の「方針」のそれぞれについて、具体的な教育サービスを実施しており、計画に基づいた活動が適切に実施されていると言える。

しかし、外国からの留学生は、医学科及び看護学科の正規課程の学生としての扱いではなく、短期間(約 1 週間程度)の聴講生と同様な取り扱いである。現在では国際交流協定に基づく交換留学生のみであり、日本の医学・看護学の見学程度の交流でしかない。本学からの外国への留学は姉妹校への短期間の交換留学生のみである。

観点 B - 1 - 3 : 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

活動の実施結果と実施担当者、参加者の感想・意見等を活動ごとに示すと次のとおりである。

「結果 1」生涯学習の一環、あるいは地域社会との連携強化に資するため、県民を対象としたアンケートの結果に基づいて実施している「公開講座」については、受講者も多く、アンケートの満足度も高い値 (B-1-3-1) を示している。

「結果 2」平成 10 年度以降の長期留学生は 3 名である。人数は少ないが最長では 4 年を超えている者もいる。チェンマイ大学との学術交流協定に伴う研究者及び短期留学生の受入は協定に基づきほぼ定員どおり研究者は年 2 名程度、学生は年 4 名程度の受入を行っている。

「結果 3」夏休みに実施している「オープンキャンパス」では、全国から 400 名の高校生等の参加があり、本学の施設見学、学長講演、学科紹介、模擬ミニ講義、在校生からのメッセージ等多彩な催しを行っている (B-1-3-2)。

「結果 4」スーパーサイエンスハイスクール (SSH) に指定された奈良女子大学附属中等教育学校との「SSH 事業」については、学長自ら基礎講座「生命について考える」で講師を務めた。講演会場は満席で、生徒達は終始熱心に講演を聴き、テーマへの関心の深さが伺えた。

「結果 5,6」正規課程の学生以外を対象とする制度として、「研究生」は平成 13 年度から 18 年度に約 40%増えて

いるが、「専修生」は約 60%に減少、「博士研究員」は 13%の増加となった。「公開講座」平成 17 年度の 2 回で 1,400 人を集めた。これらの制度の運用は適切で、成果は上がっていると考ええる。

【分析結果とその根拠理由】

多くの活動に於いて、参加者が十分確保されており、活動状況や事後のアンケート結果にあるサービス享受者の感想、意見から判断して活動の成果は上がっていると判断できる。

海外からの正規の留学生は、学部学生では受け入れていない。また、本学学生の海外への留学は、留年することを認識した上で学生は休学届けを出して実現している。外国との単位互換性については今後の課題である。

大学院生に関しては、現在受け入れることができるのでなんら問題はない。大学院生については、現在外国からの留学生を受け入れることができることになっている。実際、大学院全体でアジアから 3 名程度の留学生を受け入れてきた。更に多くの留学生を受け入れる意識改革が必要である。

観点 B - 1 - 4 : 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

【観点到に係る状況】

中高生を対象とする活動は高大連携事業の一環として学務委員会 (B-1-4-1)、国際交流事業については国際交流委員会 (B-1-4-2) が所掌し、社会人を対象とした「公開講座」等は総務課が各教育協議会に講師の推薦を依頼して実施しており、それぞれの事業に対してその計画・実施に関わる諸条項を検討する規程等が定められている。

「公開講座」「オープンキャンパス」のに於いては、参加者に対しアンケートを実施しており、その結果は集計され、活動内容を改善するための重要な資料となっている (B-1-4-3, B-1-4-4)

【分析結果とその根拠理由】

活動のそれぞれに対して所掌する委員会や利用者に対するアンケート等の管理・改善のための組織やシステムがあり、十分機能していると判断する。

(2) 目的の達成状況の判断

目的の達成状況が良好である。

(3) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

高校生や受験生を対象とする「オープンキャンパス」、高校生を対象とする「SSH 事業」、生涯学習や地域連携・貢献の一環として県民からのアンケートに応えた形で開催されている「公開講座」、県内 10 大学により結成された大学連合の事業である「なら講座」等への協力、更に、県教育委員会に協力し、夏期休業期間中に小学校から高校の教員を対象に本学の施設で開催している公開講座等、医学や看護学をとおして社会の広範な対象を相手とした活動を実施しており、参加者数を確保しているだけでなく、学外の機関とも連携しながら極めて活発に行われており、参加者の満足度も高い。

【改善を要する点】

医学や看護学に特化した単科大学として、大学の最終的な目的の一つが専門的な知識を必要とする「国家試験」に合格することによる医師や看護師を輩出し地域に貢献することにあることから、学部等の授業への学外からの受講は狭き門となっており、奈良県大学連合におけるインターンシップへの参加等必要な対象に対して門戸を広げる工夫も必要である。

(4) 選択的評価基準 B の自己評価の概要

本学は、「医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与すること」を大学の理念としている。そのため、教育サービスを地域社会や福祉への貢献のための重要な要素としてとらえ、本学の成果である医学や医療の知識や情報を広く社会に対し開放し、地域社会の要請に応えることにより、社会的存在としての機能を果たしていることは当然のことである。

この目的に基づいて、教育サービスを正規課程の学生以外へ提供する上での方針は次のとおりである。

- (1) 本学が創出・蓄積した医学や看護学の知識・情報を地域社会はもとより、広く社会全体に開放する。
- (2) 国際交流の一環として留学生等に対して医学知識や医療技術の習得に役立つ教育を受ける機会を提供する。
- (3) 若者の医学や看護学をはじめとする理系の学問分野への関心を高める。
- (4) 地域の中学・高校生に対し医学や看護学の学問分野への関心を高める。
- (5) その他、広く社会の要請に対応する。
- (6) 正規課程の学生以外を対象とする「研究生」「専修生」「博士研究員」「委託学生」「聴講生」「外国人留学生」「科目等履修生」の制度や「公開講座」を適切に運用する。

これに対し、以下の教育サービス活動を行っている。

- (1) 県民を対象として医学・医療をテーマとする「公開講座」を開催するとともに、奈良県大学連合の一員として「なら講座」の開催等に協力する。
- (2) 留学生等を受け入れ、医学知識や医療技術の習得に役立つ教育を行う。
- (3) 受験生、高校生を対象として、医科大学への進学意欲を喚起するためオープンキャンパスを実施する。
- (4) 地域の中学・高校生を対象に医学をはじめとする理科系分野への関心を高めるため、化学や生物学実習の出前講義を行う。更に、高大連携事業としてスーパーサイエンスハイスクール（SSH）に指定された奈良女子大学附属中等教育学校との「SSH 事業」を行う。
- (5) 個々の状況に応じて、広く社会の要請に応える。
- (6) 正規課程の学生以外を対象とする「研究生」「専修生」「博士研究員」等の増員を目指す。

教育サービスに係る具体的方針とそれに基づく活動は、主なものを大学のホームページに掲載するとともに、県の広報誌等にも掲載され、その目的や計画の周知を図っている。

また、その活動の多くに於いて参加者が確保されており、特に(1)(3)では参加者が多く、満足度も高い。その活動の実施について必要な事項は所掌する委員会等で検討・審議し決定されるとともに、アンケート等の改善システムも整備されており、実質的な改善に役立っている。

以上の状況から、教育サービスの目的を達成するにふさわしい方針が定められ、活動目的の周知も図られており、適切に実施されるとともに参加者も確保されている。

また、活動の成果も上がってきており、改善のためのシステムも機能している。